

みはま苑ヘルパーステーション 介護予防・日常生活支援総合事業 料金表

令和3年4月1日改定

【基本部分】

訪問介護相当サービス 利用料金					
算定項目	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	算定単位
週1回程度・月4回以上ご利用	1,176単位	1,300円	2,599円	3,899円	1月につき
週2回程度・月8回以上ご利用	2,349単位	2,596円	5,192円	7,787円	1月につき
週2回を超える程度・月12回以上ご利用	3,727単位	4,119円	8,237円	12,355円	1月につき
週1回程度・月3回以下のご利用	268単位	297円	593円	889円	1回につき
週2回程度・月7回以下のご利用	272単位	301円	601円	902円	1回につき
週2回を超える程度・月11回以下のご利用	287単位	318円	635円	952円	1回につき
20分未満・1月につき22回まで ※1	167単位	185円	369円	554円	1回につき

※令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、基本部分の単位数について所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定します。

【加算】

加算の種類	加算の要件	加算の種類	
		基本利用料	利用者負担金（自己負担が1割の場合）
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合（1月につき）	2,210円	221円

・介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数 × 13.7%

（注）介護職員処遇改善加算は、区分限度支給額の算定対象外です。

・介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数 × 4.2%

（注）介護職員等特定処遇改善加算は、区分限度支給額の算定対象外です。

・生活機能向上連携加算

サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所等のリハビリテーション専門職や医師の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、サービスを提供した場合

生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位/月

指定訪問リハビリテーション事業所等のリハビリテーション専門職や医療提供施設の医

師が、指定訪問リハビリテーション等の一環として利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、共同して利用者の心身の状況等を評価したうえで生活機能向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、連携してサービスを提供した場合

生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位/月
---------------	---------

生活援助型訪問サービス 利用料金					
算定項目	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	算定単位
週1回程度・月5回以上ご利用	1,176単位	1,300円	2,599円	3,899円	1月につき
週2回程度・月10回以上ご利用	2,349単位	2,596円	5,192円	7,787円	1月につき
週2回程度・月14回以上ご利用	3,518単位	3,888円	7,775円	11,662円	1月につき
上記以外	253単位	280円	559円	839円	1回につき
初回加算	200単位	221円	442円	663円	1月につき

※令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、月の総単位数1~1499の場合は1単位、1500~2499の場合は2単位、2500~3499の場合は3単位、3500~4499の場合は4単位が上乘せされます